

自営業者の収入について

自営業者の収入については、「総収入から直接的必要経費を差し引いた額」となっています。

直接的必要経費とは、所得税法上で認められている必要経費と異なり、生産活動に要する原材料費等、必要最低限のものに限られます。

なお、総収入から直接的必要経費を差し引いた額が基準未満であっても、従業員を雇っている者は被扶養者として認定できません。従業員の雇用があり、給与賃金の支出が認められる場合は、社会通念上、申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断できないからです。

また、経営状態の悪化等により、収入が減少しても、それが一時的なものであれば扶養認定できません。過去3年間の収入から、現在と将来の経営状況を判断、推定する等の調査を行います。

当組合が認める「直接的必要経費」一覧

「○」・・・直接的必要経費として認める経費

「△」・・・条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費

「×」・・・直接的必要経費として認めない経費

科 目	可 否	備 考
売上（仕入）原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	×	
水道光熱費	△	自宅と事業所が別の場合には経費として認めます。
旅費交通費	×	
通信費	×	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	×	
消耗品費	×	
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
給料賃金	×	給料賃金が経費計上されている場合は扶養認定できません。
外注工賃	×	
利子割引料	×	
地代家賃	△	自宅と事業所が別の場合には経費として認めます。
貸倒金	×	
雑費	×	
貸倒引当金	×	
青色申告特別控除額	×	
専従者給与控除	×	